

## 平成 30 年第 5 回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	平成 30 年 6 月 29 日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時及 び宣告	開会 平成 30 年 6 月 29 日 午前 9 時 30 分 議長 舟根 功 閉会 平成 30 年 6 月 29 日 午前 11 時 30 分 議長 舟根 功					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	大坪 省三	出席	8	日野 茂	出席
	2	村田 牧子	出席	9	西田 征司	出席
	3	温水 吾郎	出席	10	林 花美	出席
	4	片岡 照光	出席	11	瀬川 博	出席
	5	池田 政隆	出席	12	千葉 弘輝	出席
	6	張間 真之	出席	13	舟根 功	出席
	7	井上 秀幸	出席			
会議録署名委員	西田 征司			林 花美		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	原 英伸	書記	高野 直之
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 報告第 2 号 あっせん報告について 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 議案第 1 号 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・ 評価について 議案第 2 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案) について 議案第 3 号 農地所有適格法人事業報告について 議案第 4 号 農地所有適格法人事業報告について (議事参与制限) 議案第 5 号 農地所有適格法人事業報告について (議事参与制限) 議案第 6 号 農地所有適格法人事業報告について (議事参与制限) 議案第 7 号 農地所有適格法人事業報告について (議事参与制限) 議案第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について					

	<p>(議事参与制限)</p> <p>議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 10 号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>(議事参与制限)</p> <p>議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第 12 号 現況証明願いについて</p>
会議の経過	別紙のとおり

議長 在任委員 13 名、出席委員 13 名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 5 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 13 条の規定により 9 番西田委員、10 番林委員の両名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号. 会長の動向についてですが、5 月 29 日から 6 月 2 日まで、全国農業委員会会長大会等に係長と出席いたしました。内容については、のちほど係長から報告をしてもらいます。また 6 月 5 日に北見市で女性農業委員の集いが、開催され村田委員と林委員が出席しております。初めての開催であることから、これものちほど報告をいただきたいと思えます。

日程第 3. 報告第 2 号. あっせん報告について上程いたします。第 4 回総会であっせんすることに決定しておりました件について、瀬川委員より報告願います。

瀬川委員 平成 30 年第 4 回農業委員会総会であっせんすることに決定していた●●●●さん及び●●●●さんから申し出があった農地の売買に係るあっせんについて報告いたします。

菅原さん分については相手方を●●●●さんとし、売買価格●●●●円、●●●●さん分については相手方を●●●●さんとし売買価格●●●●円で成立しましたので報告いたします。

局長 申し訳ありません、議案の 1 ページの後にですね、本来であれば今、瀬川委員から報告のありました内容のあっせんの結果について用紙を入れておりましたけども、今漏れておりますので、総会終わりまでに追加で入れさせていただきたいと思えます。

議長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。  
(なしの声)

無いようですのであつせん報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。あつせん報告を了承することといたします。

日程第4. 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について上程いたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、農地法第18条第6項による合意解約の通知であります。その1は●●●●さんが●●●●に使用貸借させている農地について、面積を変更する必要が生じたため一旦合意解約するものであります。変更内容については3条議案の所で説明いたします。また使用貸借については農業委員会への通知義務はありませんが当事者の意思関係を明確にするため賃借の合意解約の様式に準じて通知書を作成しております。

その2については●●●●さんが、経営移譲するに当たり借主を子供に変更するため一旦合意解約するものであります。場所については議案7ページをご覧ください。このうち、薄茶色で表示した3筆が合意解約の対象農地であります。

その3については分筆により賃借面積が変更になるため一旦合意解約するものであります。場所については図面9ページをご覧ください。今回3条ですとか現況証明に絡んでくる部分ですが、今●●●●さんと●●●●さんで賃貸借しているところが赤の斜線で囲った部分であります。このうち真ん中あたりの赤で着色した部分があるのですが、今回現況証明で農地から落とすと、かつ、賃借部分から外して改めて手続きをするという流れとなっております。

なお、その2と3の賃借分については、農地法で定めた合意解約の要件を満たしているため、同法第18条第1項の北海道知事の許可は不要であります。以上です。

議長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。

(なしの声)

無いようですので本報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め本報告を了承することといたします。

日程第5. 議案第1号. 平成29年度の目標及びその達成に向けた点検・評価について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、平成28年3月4日付け「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき作成したものであります。内容を説明いたします。(以下、議案に基づいて説明)

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。

本件について、原案どおり決定することとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。  
本件は、原案どおり決定することといたします。

日程第6. 議案第2号. 平成30年度の目標及びその達成に向け

た活動計画案について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、平成30年度の委員会の目標及びその達成に向けた活動計画案について審議いただくものであります。内容を説明します。  
(以下、議案に基づいて説明)

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本件について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。  
本件は、原案どおり決定することといたします。

議長 日程第7.議案第3号.農地所有適格法人事業報告について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、農地法第6条に基づく農地所有適格法人からの事業報告であります。農業委員会では、法人の事業内容とともに、要件を満たしているかを確認します。

本議案では、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●について、別添資料の1ページから30ページのチェックシートにより適合の可否を審査しました。各法人について不可となった項目はありませんので、すべて要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

大坪委員 25 ページの●●●●の報告ですが、売上高が4年前から入っているのだけでも、これはなにか意図があるのか。

局長 これは●●●●さんが間違えて書いたということです。

日野委員 違いがよくわからないのだけど、40 ページには●●●●さんが斜線で消されているのだけど、41 ページには記載がある。これの違いをちょっと説明してもらいたい。

局長 40 ページについては株主の方、出資している方を載せております。したがって●●●●さんは株主ではない、すなわちこの会社に対して出資していないということになります。株主ではないのですが、41 ページには名前が入っている、ということですが、会社の役員になっているよ、ということでありませう。役職が取締役、すなわちこの法人全体で見れば、株主は3人、役員は5人、それでプラスになるのが●●●●さんと●●●●さんということでありませう。

日野委員 あと、今さらな話なのですが、法人が登記された時に総会でもあがっていたと思うのですが、株主と役員・取締役の人数の間で登記上にも問題ないのか、会社法の中で。その点を少し勉強させていただきたい。

局長 株主が3名で取締役が5名だということが、会社法の規定において特に問題ないのか、ということによろしいですね。問題ないです。

日野委員 取締役という肩書きは何にせよ、役員としてイコールではなくとも構わないと。

局長 はい、イコールでなくとも問題ないルールということですよ。

議長 他にございませんか。質疑を打ち切ります。  
本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日程第 8. 議案第 4 号農地所有適格法人事業報告について議題といたします。なおこれは、●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、●●●●からの事業報告であります。別添資料 31 ページのチェックシートにより確認しましたが、不可となった項目がなく、要件を満たしていると判断いたします。

議長 本件に関し質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日程第 9. 議案第 5 号農地所有適格法人事業報告について議題といたします。なおこれは、●●●●委員に関する案件ですので議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、●●●●からの事業報告であります。別添資料 36 ページのチェックシートにより確認しましたが、不可となった項目がなく、要件を満たしていると判断いたします。

議長 本件に関し質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。



本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日程第 10. 議案第 6 号農地所有適格法人事業報告について議題といたします。なおこれは、●●●●委員に関する案件ですので議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 説明資料の 45 ページをご覧ください。今回事務局でチェックシートに基づき確認しましたところ、5-2 役員の確認というところがありますが、会社に対し出資し、かつ 150 日以上従事している人がどれだけいますか、というのを見るところなのですが、44 ページの 5 番を見ていただきたいと思います。役員が 2 人います、出資している人は報告書にもありますとおり●●●●さん 1 人です。●●●●さんは現在出資していないという状況です。②を見ていただくと両方とも 150 日以上従事しているということなのですが、その結果①と②の両方に該当する方が、●●●●さんだけにチェックがつく状況であります。そうすると、この法人は出資している常時従事している役員が 1 名ということになりまして、●●●●さんは該当しないということなので、法人として出資して、かつ 150 日以上農業へ従事している人が過半を超えていなければならないということなのですが、ちょうど半分という状況です。厳密にいうと半分を超えていないので、基本的にはここでチェックがつかないということになるのですが、今後のことを確認しますと、●●●●さんは近いうちに出資をすることを考えている、それに向けて進めているので、それが行われれば 2 名になり過半の要件をクリアできると確認しておりますので、今回この部分は準備を始めているとのことなので、クリアしていると判断させていただきました。以上であります。

温水委員 現在●●●●さんは、●●●●さんが代表権を持っておられ

て、議決権がないということですか。先ほどの●●●●のことならば、よくあることだと思うのですが。こういうケースはわりと珍しいなと思うのですが。今の説明ですと、近い将来この状況は解消されるということならば、いいのかなぁと思います。速やかに実行されるのか注視していただいて。

局 長 はい、了解しました。

日野委員 認めていいものなのかどうなのか疑問なのですが。

局 長 この件について我々も確認したのですが、要件の部分で過半に対して半分だということで、それだけ厳密に捉えると要件を満たさないのですが、実際問題解消に向けた動きが確認できていれば、すぐさま該当しないという厳しい対応をすることはないですよ、と国の通達でも確認しておりますので、今後どうするのか●●●●さんに確認して、今説明したような方向で動きますと確認とれておりますので、今回は問題なしという判断をしております。

日野委員 わかりました、速やかにやっていただくべきであろうということと、義務かどうかはわからないのですが、報告事項として一言出していただきたいと思います。要望です。

局 長 はい。

温見委員 確認なのですが、●●●●さんからもそういう方向で、ということ。

局 長 はい、それはもう両者から話を聞いて確認しております。

議 長 本件に関し質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日程第 11. 議案第 7 号農地所有適格法人事業報告について議題といたします。なおこれは、●●●●委員に関する案件ですので議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、●●●●からの事業報告であります。別添資料 46 ページのチェックシートにより確認しましたが、不可となった項目がなく、要件を満たしていると判断いたします。

議長 本件に関し質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日野委員 遡って申し訳ない、44 ページなのですが、●●●●さん、  
●●●●さんの中で農地の権利の種類、これは●●●●さんとして見ていいですか。

局長 紛らわしくて申し訳ないですが、賃貸借と書いて出してきたのですが、中身は使用貸借なので、●●●●さんの方に使用貸借が該当するというので、理解していただきたいのですが、だから●●●●さんは農地の提供は一切していないということがあります。

議長 日程第 12. 議案第 8 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。なおこれは、●●●●委員に関する案件ですので議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局長 本件は、農地法第3条の許可申請であります。

先ほど、合意解約の際に説明しましたとおり面積を変更した上で、改めて3条申請をするものであります。(以下、議案に基づいた説明)

なお、説明資料51ページにて「3条の許可基準表」により各要件をチェックが特に問題はありませんでしたので審議の参考にしてください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

本件は、法人と構成員間の利用権設定ですので、現地確認は省略いたします。

ここで休憩といたします。

休憩を解き会議に戻します。

それでは、この件について意見を求めます。日野委員。

日野委員 議案第8号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請ということで、法人と構成員間ということで現地調査は不要で、申請どおり許可してよろしいかと思えます。

議長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本件については、許可することに決定しました。

日程第13. 議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、農地法第3条の許可申請であります。

その1は、●●●●さんが経営移譲するにあたり、息子の●●●●さんに所有地を使用貸借させるものであります。(以下、議案に基づく説明)

その2については、●●●●さんと●●●●さん間で過去の手続きが漏れていた分につき今回贈与により所有権を移転するものであります。(以下、議案に基づく説明)

その3については●●●●さんと●●●●間で賃貸借面積を変更して改めて3条申請をするものであります。(以下、議案に基づく説明)

なお説明資料52ページから54ページの「3条の許可基準表」により各要件をチェックしましたが特に問題はありませんでしたので審議の参考にしてください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

本件は、現地確認が必要ですので審議を保留いたします。

日程第14. 議案第10号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。なおこれは●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、先ほどあっせん報告のあった●●●●さんと●●●●さんでの売買につき農用地利用集積計画により成立させるものであります。

場所については100ページをご覧ください。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。  
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)  
全員異議なしと認めます。

本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。  
日程第 15. 議案第 11 号農用地利用集積計画の決定について議題  
といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局 長 1 番は、先ほどあっせん報告のあった●●●●さんと●●●●さん  
での売買につき農用地利用集積計画により成立させるものであ  
ります。

2 番は借主●●●●さんを●●●●さんに変えて、同じ条件で賃  
借を組み直すものであります。場所につきましては 103・104 ペ  
ージをご覧ください。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。  
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)  
全員異議なしと認めます。  
本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第 16. 議案第 12 号現況証明願いについて議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。

局 長 本件は 6 月 12 日付けで●●●●の●●●●さんから現況証明願

いがあったものであります。地目変更をして宅地としての利用を  
考えているとのこと。場所については 9 ページの図面をご参  
照ください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
本件は、現地確認が必要ですので審議を保留いたします。  
それでは、現地確認のため休憩といたします。

議 長 休憩を解きまして会議に戻します。  
審議を保留にしておりました議案第 9 号農地法第 3 条の許可申請  
その 1 からその 3 について審議します。この件について意見を求  
めます。井上委員。

井上委員 議案第 9 号農地法第 3 条の許可申請ですが、その 1 は親子間  
ということで良いかと思えます。その 2・3 は委員全員で見に行  
ってきましたが、許可してよろしいかと思えます。

議 長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ご  
ざいませぬか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。その 1 からその 3 については、許可する  
ことに決定しました。

続きまして、議案第 12 号現況証明願いについて審議します。こ  
の件について意見を求めます。温水委員。

温見委員 先ほど現地を確認しましたけども、将来的に農地として利用  
できる見込みは無いと思われまますので、現況証明を発給して問  
題ないかと思えます。

議 長 ただ今の意見は、証明書を発給してよろしいという意見ですが、  
ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本件は、願い出どおり証明書を発給することに決定いたしました。

以上で全議案が終了いたしました。これで第5回農業委員会総会を終了いたします。